

綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害特性により支援が困難な障害者や緊急的な支援が必要な障害者に対して、常時、必要なサービスが提供できるよう、神奈川県で定める市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業分）（平成31年4月1日施行。以下「県実施要領」という。）に基づき障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、県実施要領に定めるもののほか、市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年4月1日施行）及び本要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、県実施要領に基づき拠点事業所が行う事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費から寄付金その他の収入額を控除した額につき、別に定める基準によって算定した額とする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、前条の規定により算定した額を限度とし、その算出方法は、別表に定める。

2 年度途中から事業を開始する場合又は事業を中止若しくは廃止する場合の補助基準額は月割り（1月未満切り捨て）とする。

3 前2項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条に規定する申請書を4月1日までに市長へ提出しなければならない。ただし、年度途中からの事業開始の場合は、事業開始月の1日を提出期限とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めるときは、綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業補助金交付（変更）決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（交付条件）

第7条 市長は、前条の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（変更交付決定等）

第8条 市長は、前条第2号に規定する変更承認申請があったときは、その内容を審査し補助金を変更交付すべきと認めるときは、綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業補助金交付（変更）決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、補助事業者の請求に基づき、第6条及び第8条の規定により決定した額を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、規則第12条の規定により実績報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、実施状況報告書及び収支決算書又は収支を証する書類を添付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した50万円以上の機械、器具等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助事業	補助事業者	補助基準額	補助率等	補助対象経費
短期入所拠点事業所配置事業	法人(ただし、県から障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業委託を受託している法人に限る。)	神奈川県で定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領で定める額	補助基準額の1/2のうち、広域連携で定めた綾瀬市の負担割合について、補助することができるものとする。	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用

第1号様式（第6条、第8条関係）

綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業
補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日申請があった 年度綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所
配置事業補助金の交付について次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金額
- 3 補助条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業計画
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた 年度綾瀬市障害福祉サービス等地域
拠点事業所配置事業補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので
承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容等

項目	変更前	変更後
事業内容		
対象事業費		
補助金額		

2 変更の理由

3 添付書類